

山武市と国立大学法人筑波大学の連携・協力に関する基本協定書

山武市(以下「甲」という。)と国立大学法人筑波大学(以下「乙」という。)は、平成28年度から、甲と乙が取り組んできた高齢者の介護予防等に関する連携・協力関係を一層強化し、地域住民が住み慣れた地域で健康で自立した生活が続けられるよう、介護予防や健康づくりの充実を推進するため、ここに山武市と国立大学法人筑波大学の連携・協力に関する基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は介護予防等の分野において、甲と乙がそれぞれの特性を活かし連携・協力をすることで、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活が続けられるように、介護予防等を推進することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、介護予防等に関する次の各号について、連携・協力する。

- (1) 介護予防事業等への専門的助言、指導等
- (2) 医療、介護データ等の共有

(個別協定等)

第3条 前条の連携・協力事項を実施するため、必要に応じ本協定に基づく覚書・個別協定等を締結することができるものとする。

(連携・協力方法等)

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的実施に当たっては、甲と乙の担当部局との協議の上、連携・協力方法、成果の利用等について定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、いずれか一方から期限満了の3か月前までに特段の申し出がない限り、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第6条 本協定に定める内容について変更が生じたときは、甲と乙との協議により、変更することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙との間で協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

令和3年3月12日

甲 千葉県山武市殿台296番地
山武市
山武市長 松下 浩明 印



乙 茨城県つくば市天王台一丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 印

